

## I 少年鑑別所

## 1 収容状況

平成30年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は447人で、前年(464人)に比べ17人(3.7%(前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。))減少している。男女別では、男子が406人(構成比90.8%)、女子が40人(同8.9%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成21年を100とした指数で見ると、同30年は、総数(男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。)が47(男子48、女子が40)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区 分	平成21年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
人員	総数	954	895	861	830	762	683	613	533	464	447
	男	853	800	775	750	689	621	565	491	425	406
	女	101	95	86	80	73	62	48	42	39	40
指数	総数	100	94	90	87	80	72	64	56	49	47
	男	100	94	91	88	81	73	66	58	50	48
	女	100	94	85	79	72	61	48	42	39	40

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある(以下この結果の概要において同じ。)

2 少年鑑別所の統計表(以下記載を省略。)の1表(少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「18-00-01」。以下統計表番号のみ記載。)参照

## 2 新収容人員

平成30年における新収容人員は6,712人で、前年(7,109人)に比べ397人(5.6%)減少している。男女別では、男子が6,095人(構成比90.8%)、女子が617人(同9.2%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成21年を100とした指数で見ると、同30年は、総数が46(男子が47、女子が40)となっている。

第2表 新収容人員の推移

区 分	平成21年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
人員	総数	14,565	13,639	13,189	12,547	11,491	10,194	9,132	8,056	7,109	6,712
	男	13,026	12,189	11,834	11,366	10,382	9,251	8,413	7,397	6,500	6,095
	女	1,539	1,450	1,355	1,181	1,109	943	719	659	609	617
指数	総数	100	94	91	86	79	70	63	55	49	46
	男	100	94	91	87	80	71	65	57	50	47
	女	100	94	88	77	72	61	47	43	40	40

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他(引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない(用語の解説参照)。

2 1表(18-00-01)参照

### 3 新収容者の年齢

平成30年における新収容者の人員は6,448人で、前年（6,756人）に比べ308人（4.6%）減少している。男女別では、男子が5,882人（構成比91.2%）、女子が566人（同8.8%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（平成30年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では19歳が24.4%と最も高く、次いで18歳が22.1%、17歳が21.2%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は19歳の24.9%、18歳の22.6%に次いで、17歳が21.5%の順となっている。

女子は16歳の20.5%、19歳の18.7%に次いで、17歳が18.0%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区分	総数	年少少年			中間少年			年長少年					
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人員	総数	6,448	970	86	313	571	2,410	1,046	1,364	3,068	1,426	1,571	71
	男	5,882	827	79	263	485	2,192	930	1,262	2,863	1,328	1,465	70
	女	566	143	7	50	86	218	116	102	205	98	106	1
構成比	総数	100.0	15.0	1.3	4.9	8.9	37.4	16.2	21.2	47.6	22.1	24.4	1.1
	男	100.0	14.1	1.3	4.5	8.2	37.3	15.8	21.5	48.7	22.6	24.9	1.2
	女	100.0	25.3	1.2	8.8	15.2	38.5	20.5	18.0	36.2	17.3	18.7	0.2
前年の構成比	100.0	16.8	1.2	5.6	10.0	38.5	17.9	20.5	44.7	20.2	23.6	0.9	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（平成29年）の総数に対する構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。

3 6表（18-00-06）参照

### 4 新収容者の非行名

平成30年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が80.6%、特別法犯が16.4%、ぐ犯が2.9%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（27.3%）、傷害（18.8%）、詐欺（12.6%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗（男子27.5%、女子25.1%）が最も多く、次いで傷害（男子19.1%、女子15.5%）の順となっている。第3位以降は、男子は詐欺（12.9%）、道路交通法（8.8%）であり、女子はぐ犯（13.4%）、詐欺（9.0%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	6,448	100.0 (100.0)	5,882	100.0	566	100.0
刑 法 犯	5,199	80.6 (79.4)	4,822	82.0	377	66.6
公務執行妨害	52	0.8 (0.8)	51	0.9	1	0.2
放 火	26	0.4 (0.5)	21	0.4	5	0.9
住 居 侵 入	93	1.4 (1.8)	88	1.5	5	0.9
強制わいせつ・強制性交等	338	5.2 (4.1)	336	5.7	2	0.4
殺 人	25	0.4 (0.4)	20	0.3	5	0.9
傷 害	1,212	18.8 (17.6)	1,124	19.1	88	15.5
過失運転致死傷	97	1.5 (1.7)	93	1.6	4	0.7
窃 盗	1,759	27.3 (31.6)	1,617	27.5	142	25.1
強 盗	184	2.9 (2.1)	179	3.0	5	0.9
詐 欺	812	12.6 (7.8)	761	12.9	51	9.0
恐 喝	263	4.1 (4.7)	234	4.0	29	5.1
暴力行為等処罰に関する法律	68	1.1 (0.8)	60	1.0	8	1.4
そ の 他	270	4.2 (5.4)	238	4.0	32	5.7
特 別 法 犯	1,060	16.4 (17.3)	947	16.1	113	20.0
覚せい剤取締法	78	1.2 (1.2)	36	0.6	42	7.4
道路交通法	535	8.3 (9.7)	516	8.8	19	3.4
毒物及び劇物取締法	1	0.0 (0.1)	1	0.0	-	-
そ の 他	446	6.9 (6.4)	394	6.7	52	9.2
ぐ 犯	189	2.9 (3.3)	113	1.9	76	13.4

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 ( )内の数は、前年の構成比である。

3 7表(18-00-07)から9表(18-00-09)まで参照

## 5 新収容者の入所回数

平成30年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が68.3%、再入者が31.7%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	6,448	4,405	1,313	467	159	104
(構成比)	(100.0)	(68.3)	(20.4)	(7.2)	(2.5)	(1.6)
前年の構成比	100.0	68.3	19.3	8.0	2.9	1.6

(注) 12表(18-00-12)参照

## 6 新収容者の非行時の身上

平成30年における新収容者の非行時の身上及び構成比は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが30.3%、該当なしが69.6%となっている。男女別では、該当ありの男子が31.1%、女子が21.4%、該当なしの男子が68.8%、女子が78.1%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（19.1%）、2号観察中（8.9%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	6,448	100.0 (100.0)	5,882	100.0	566	100.0
該当あり	1,951	30.3 (30.4)	1,830	31.1	121	21.4
1号観察中	1,231	19.1 (19.4)	1,159	19.7	72	12.7
2号観察中	575	8.9 (8.7)	546	9.3	29	5.1
試験観察中	29	0.4 (0.5)	27	0.5	2	0.4
補導委託 在宅	88	1.4 (1.5)	79	1.3	9	1.6
刑執行猶予中	-	- (-)	-	-	-	-
施設在所中	28	0.4 (0.4)	19	0.3	9	1.6
該当なし	4,490	69.6 (69.3)	4,048	68.8	442	78.1
不詳	7	0.1 (0.3)	4	0.1	3	0.5

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 13表 (18-00-13) 参照

## 7 新収容者の居住状況

平成30年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が77.4%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が7.3%、知人宅が2.8%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子78.3%、女子68.0%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が10.3ポイント低くなっている。その一方で、アパート・下宿・間借り・寮が7.8%（男子7.3%）、施設が4.9%（男子2.2%）、同棲が4.8%（男子2.4%）、不定が4.6%（男子2.5%）、知人宅が3.0%（男子2.8%）、浮浪が3.0%（男子1.6%）など、他の割合が男子より比較的高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	6,448	100.0 (100.0)	5,882	100.0	566	100.0
家族と居住	4,989	77.4 (79.6)	4,604	78.3	385	68.0
同棲	171	2.7 (2.4)	144	2.4	27	4.8
アパート・下宿・間借り・寮	473	7.3 (6.8)	429	7.3	44	7.8
住込み	54	0.8 (0.7)	50	0.9	4	0.7
作業員宿舎	31	0.5 (0.3)	30	0.5	1	0.2
知人宅	183	2.8 (2.6)	166	2.8	17	3.0
施設	156	2.4 (2.0)	128	2.2	28	4.9
不良者の居所	28	0.4 (0.5)	24	0.4	4	0.7
浮浪	112	1.7 (1.5)	95	1.6	17	3.0
旅館・ホテル	19	0.3 (0.3)	16	0.3	3	0.5
不定	175	2.7 (2.4)	149	2.5	26	4.6
その他	38	0.6 (0.6)	34	0.6	4	0.7
不詳	19	0.3 (0.5)	13	0.2	6	1.1

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (18-00-17) 参照

## 8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成30年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が31.9%、関係のない者が66.0%となっている。なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係ありの者は、窃盗（27.0%）、傷害（20.1%）、道路交通法（15.9%）の順であるが、不良集団関係なしの者は、窃盗（27.5%）に次いで傷害（18.3%）、詐欺（13.4%）となっている。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、道路交通法違反（あり61.1%、なし37.9%）、毒物及び劇物取締法（あり100.0%、なし0%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り						な し	不 詳	
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [6,448]	31.9 [2,057]	6.2 [399]	21.2 [1,366]	3.2 [209]	1.3 [83]	66.0 [4,253]	2.1 [138]		
刑 法 犯	100.0	(100.0) (74.8)	29.6	6.4	19.2	2.7	1.2	(83.3)	68.1	2.3
公 務 執 行 妨 害	100.0	(1.0)	40.4	7.7	30.8	1.9	-	(0.7)	59.6	-
放 火	100.0	(-)	-	-	-	-	-	(0.6)	100.0	-
住 居 侵 入	100.0	(0.7)	16.1	6.5	9.7	-	-	(1.8)	81.7	2.2
強 制 わ い せ つ ・ 強 制 性 交 等	100.0	(1.3)	7.7	3.0	4.4	0.3	-	(7.3)	92.3	-
殺 人	100.0	(0.1)	8.0	-	4.0	-	4.0	(0.5)	92.0	-
傷 害	100.0	(20.1)	34.2	7.8	21.7	3.8	0.8	(18.3)	64.1	1.7
過 失 運 転 致 死 傷	100.0	(1.7)	35.1	3.1	27.8	3.1	1.0	(1.4)	62.9	2.1
窃 盗	100.0	(27.0)	31.6	8.6	20.1	2.1	0.8	(27.5)	66.5	2.0
強 盗	100.0	(3.6)	40.2	3.3	31.0	4.3	1.6	(2.4)	56.0	3.8
詐 欺	100.0	(9.9)	25.0	3.1	16.0	2.6	3.3	(13.4)	70.0	5.0
恐 喝	100.0	(5.3)	41.4	6.5	26.6	6.8	1.5	(3.5)	55.9	2.7
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	100.0	(1.1)	32.4	7.4	17.6	4.4	2.9	(1.1)	66.2	1.5
そ の 他	100.0	(3.1)	23.3	4.4	17.4	0.7	0.7	(4.8)	75.9	0.7
特 別 法 犯	100.0	(22.9)	44.4	4.7	32.1	6.4	1.2	(13.4)	54.0	1.6
覚 せ い 剤 取 締 法	100.0	(1.3)	34.6	1.3	23.1	2.6	7.7	(1.1)	61.5	3.8
道 路 交 通 法	100.0	(15.9)	61.1	6.4	43.0	11.8	-	(4.8)	37.9	0.9
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	100.0	(0.0)	100.0	-	100.0	-	-	(-)	-	-
そ の 他	100.0	(5.6)	26.0	3.4	20.4	0.7	1.6	(7.5)	72.0	2.0
ぐ 犯	100.0	(2.3)	25.4	7.9	13.8	0.5	3.2	(3.2)	73.0	1.6
前 年 の 構 成 比	100.0		35.7	7.3	23.1	3.9	1.3		61.9	2.4

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 [ ]内の数は実人員であり、( )内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 21表（18-00-21）参照

## 9 新収容者の薬物等使用関係

平成30年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は8.6%、使用していない者（同「なし」）は90.6%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は8.0%、女子は15.4%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が5.4%、覚せい剤が0.9%、麻薬・あへんが0.6%となっているが、女子は覚せい剤が8.0%、大麻が5.3%、麻薬・あへんが1.8%となっており、覚せい剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	6,448	100.0	(100.0)	5,882	100.0	566	100.0
あ	り	556	8.6	(8.0)	469	8.0	87	15.4
	麻薬・あへん	47	0.7	(0.5)	37	0.6	10	1.8
	大麻	348	5.4	(4.6)	318	5.4	30	5.3
	覚せい剤	99	1.5	(1.5)	54	0.9	45	8.0
	有機溶剤	17	0.3	(0.4)	17	0.3	-	-
	指定薬物	1	0.0	(0.1)	1	0.0	-	-
	その他	44	0.7	(0.9)	42	0.7	2	0.4
な	し	5,844	90.6	(91.0)	5,374	91.4	470	83.0
不	詳	48	0.7	(1.0)	39	0.7	9	1.6

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 21表(18-00-21)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成30年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が55.3%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が29.7%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が34.3%と最も高く、次いで少年院送致が32.6%、試験観察が17.1%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が78.2%と最も高く、次いで児童自立支援施設・児童養護施設送致が63.9%、少年院送致が56.9%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等		総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	その他	
			保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致							
人員	鑑別判定	数	6,448	2,214	144	2,104	34	127	71	652	1,101	1
	保護不要	23	12	1	1	-	-	5	2	2	-	
	在宅保護	1,912	1,495	1	22	8	2	16	55	313	-	
	少年院送致	28	4	3	-	11	-	-	-	10	-	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	3,565	655	20	2,029	4	14	10	89	744	-	
	保護不適	183	16	117	10	11	-	1	3	25	-	
	検察官送致	51	7	-	11	-	28	2	3	-	-	
	その他	4	-	-	1	-	-	1	2	-	-	
保留	151	20	-	15	-	21	13	80	2	-		
判定未了	452	3	1	1	-	27	9	407	3	1		
その他	79	2	1	14	-	35	14	11	2	-		
構成比	総数	(100.0)	100.0	34.3	2.2	32.6	0.5	2.0	1.1	10.1	17.1	0.0
	保護不要	(0.4)	100.0	52.2	4.3	4.3	-	-	21.7	8.7	8.7	-
	在宅保護	(29.7)	100.0	78.2	0.1	1.2	0.4	0.1	0.8	2.9	16.4	-
	少年院送致	(0.4)	100.0	14.3	10.7	-	39.3	-	-	-	35.7	-
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(55.3)	100.0	18.4	0.6	56.9	0.1	0.4	0.3	2.5	20.9	-
	保護不適	(2.8)	100.0	8.7	63.9	5.5	6.0	-	0.5	1.6	13.7	-
	検察官送致	(0.8)	100.0	13.7	-	21.6	-	54.9	3.9	5.9	-	-
	その他	(0.1)	100.0	-	-	25.0	-	-	25.0	50.0	-	-
保留	(2.3)	100.0	13.2	-	9.9	-	13.9	8.6	53.0	1.3	-	
判定未了	(7.0)	100.0	0.7	0.2	0.2	-	6.0	2.0	90.0	0.7	0.2	
その他	(1.2)	100.0	2.5	1.3	17.7	-	44.3	17.7	13.9	2.5	-	

(注) 1 ( )内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表 (18-00-28) 参照

## 11 鑑別の受付人員及び終了人員

平成30年における鑑別の受付人員は15,251人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の90.3%に当たる13,768人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等			
人員 (構成比)	15,251 (100.0)	7,738 (50.7)	7,354 (48.2)	384 (2.5)	0 (-)	5,409 (35.5)	2,132 (14.0)	3,259 (21.4)	18 (0.1)	2,104 (13.8)

(注) 3表 (18-00-03) 参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等			
人員 (構成比)	13,768 (100.0)	6,314 (45.9)	5,935 (43.1)	379 (2.8)	0 (-)	5,343 (38.8)	2,083 (15.1)	3,242 (23.5)	18 (0.1)	2,111 (15.3)

(注) 3表 (18-00-03) 参照

## 12 退所者の退所事由別人員

平成30年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は6,864人で、前年（7,161人）に比べ297人（4.1%）減少している。これを男女別に見ると、男子が6,240人（構成比90.9%）、女子が624人（同9.1%）となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が2,214人と最も多く、次いで少年院送致が2,112人、試験観察が1,101人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区分	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	鑑別のための少年鑑別所への収容の終了	仮収容の終了	その他
		保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致								
人員	6,864	2,214	144	2,112	34	127	71	652	1,101	88	45	276
男	6,240	2,043	112	1,936	24	121	61	603	985	83	40	232
女	624	171	32	176	10	6	10	49	116	5	5	44
(構成比)	(100.0)	(32.3)	(2.1)	(30.8)	(0.5)	(1.9)	(1.0)	(9.5)	(16.0)	(1.3)	(0.7)	(4.0)
前年の構成比	100.0	33.8	2.2	30.1	0.6	1.8	1.0	10.2	14.9	1.4	0.6	3.6

(注) 1表 (18-00-01) 参照



## II 少年院

### 1 収容状況

平成30年における全国の少年院の1日平均収容人員は2,012人で、前年(2,187人)に比べ175人(8.0%)減少している。男女別では、男子が1,851人(構成比92.0%)、女子が160人(同8.0%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成21年を100とした指数で見ると、同30年は総数が56(男子58,女子40)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成21年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
人員	総数	3,579	3,410	3,191	3,211	3,054	2,803	2,633	2,462	2,187	2,012
	男	3,183	3,056	2,866	2,906	2,769	2,543	2,411	2,260	2,005	1,851
	女	396	354	326	305	286	260	221	202	183	160
指数	総数	100	95	89	90	85	78	74	69	61	56
	男	100	96	90	91	87	80	76	71	63	58
	女	100	89	82	77	72	66	56	51	46	40

(注) 少年院の統計表(以下記載を省略。)の1表(18-00-01)参照

### 2 新収容者の人員

平成30年における新収容者の人員は2,108人で、前年(2,147人)に比べ39人(1.8%)減少している。男女別では、男子が1,933人(構成比91.7%)、女子が175人(同8.3%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成21年を100とした指数で見ると、同30年は、総数が53(男子55,女子42)となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区分	平成21年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
人員	総数	3,962	3,619	3,486	3,498	3,193	2,872	2,743	2,563	2,147	2,108
	男	3,544	3,285	3,157	3,206	2,915	2,653	2,538	2,369	1,999	1,933
	女	418	334	329	292	278	219	205	194	148	175
指数	総数	100	91	88	88	81	72	69	65	54	53
	男	100	93	89	90	82	75	72	67	56	55
	女	100	80	79	70	67	52	49	46	35	42

(注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(用語の解説参照)。

2 4表(18-00-04)参照

### 3 新収容者の年齢

平成30年における新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（2,108人）について年齢別構成比を見ると、19歳が27.6%と最も高く、次いで18歳が24.5%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は19歳（28.1%）、18歳（25.0%）、17歳（21.5%）の順であり、女子は19歳（21.7%）に次いで16歳（21.1%）、17歳（20.0%）となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では男子は年長少年（45.9%）、女子は中間少年（42.1%）が最も高く、SE・SA対象者以外においては男女共に、年長少年が最も高かった（男子54.7%、女子42.9%）。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区分	総数	年少少年			中間少年			年長少年				
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上			
人数	2,108	240	6	68	166	769	319	450	1,099	517	582	-
員	1,933	209	6	60	143	697	282	415	1,027	483	544	-
	175	31	-	8	23	72	37	35	72	34	38	-
構成比	100.0	11.4	0.3	3.2	7.9	36.5	15.1	21.3	52.1	24.5	27.6	-
	100.0	10.8	0.3	3.1	7.4	36.1	14.6	21.5	53.1	25.0	28.1	-
	100.0	17.7	-	4.6	13.1	41.1	21.1	20.0	41.1	19.4	21.7	-
前年の構成比	100.0	11.8	0.1	3.6	8.1	37.7	16.8	20.9	50.5	23.6	26.9	0.1
矯正教育課程												
SE・SA対象者	100.0	11.0	-	3.1	7.9	43.1	18.4	24.6	45.9	19.5	26.3	-
SE・SA対象者以外	100.0	31.6	-	10.5	21.1	42.1	10.5	31.6	26.3	10.5	15.8	-
	100.0	10.8	0.4	3.1	7.3	34.5	13.7	20.8	54.7	26.2	28.5	-
	100.0	16.0	-	3.8	12.2	41.0	22.4	18.6	42.9	20.5	22.4	-

- (注) 1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。  
 2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。  
 3 20表（18-00-20）参照

### 4 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程等

平成30年における新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が96.5%と最も高く、次いで第3種が2.0%、第2種が1.5%となっている。

矯正教育課程別構成比では、SE・SA対象者以外が82.4%を占めており、SE・SA対象者は17.6%である。

第4表 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比

種類	総数	第1種	第2種	第3種
矯正教育課程				
総数	2,108	2,035	31	42
	(100.0)	(96.5)	(1.5)	(2.0)
SE・SA対象者	372	372	-	-
SE・SA対象者以外	1,736	1,663	31	42
前年の構成比	100.0	95.9	2.3	1.8

- (注) 1 ( ) 内の数は、新収容者総数（2,108名）に対する構成比である。  
 2 7表（18-00-7）参照

## 5 新収容者の非行名

平成30年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が83.8%、特別法犯が13.8%、ぐ犯が2.5%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗（27.1%）、傷害（17.9%）、詐欺（15.9%）、強制わいせつ・強制性交等（6.5%）となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗（27.7%）、傷害（18.1%）、詐欺（16.2%）、強制わいせつ・強制性交等（7.1%）、女子は窃盗（20.6%）、傷害（16.6%）、覚せい剤取締法違反（13.7%）、詐欺（13.1%）となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	2,108	100.0 (100.0)	1,933	100.0	175	100.0
刑 法 犯	1,766	83.8 (84.3)	1,658	85.8	108	61.7
公 務 執 行 妨 害	9	0.4 (0.6)	9	0.5	-	-
放 火	12	0.6 (0.9)	11	0.6	1	0.6
住 居 侵 入	14	0.7 (1.2)	14	0.7	-	-
強制わいせつ・強制性交等	138	6.5 (5.2)	138	7.1	-	-
殺 人	12	0.6 (0.6)	9	0.5	3	1.7
傷 害	378	17.9 (17.0)	349	18.1	29	16.6
過 失 運 転 致 死 傷	49	2.3 (2.3)	48	2.5	1	0.6
窃 盗	571	27.1 (34.6)	535	27.7	36	20.6
強 盗	93	4.4 (4.1)	90	4.7	3	1.7
詐 欺	336	15.9 (8.8)	313	16.2	23	13.1
恐 喝	94	4.5 (5.0)	89	4.6	5	2.9
暴力行為等処罰に関する法律	10	0.5 (0.6)	9	0.5	1	0.6
そ の 他	50	2.4 (3.4)	44	2.3	6	3.4
特 別 法 犯	290	13.8 (12.9)	245	12.7	45	25.7
覚 せ い 剤 取 締 法	51	2.4 (2.2)	27	1.4	24	13.7
道 路 交 通 法	129	6.1 (6.9)	124	6.4	5	2.9
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	-	- (0.0)	-	-	-	-
そ の 他	110	5.2 (3.7)	94	4.9	16	9.1
ぐ 犯	52	2.5 (2.8)	30	1.6	22	12.6

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

3 4表(18-00-04)参照

## 6 新収容者の入院回数

平成30年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者（今回の入院を含めて入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が81.9%、再入者が18.1%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人員	2,108	1,727	335	43	3
(構成比)	(100.0)	(81.9)	(15.9)	(2.0)	(0.1)
前年の構成比	100.0	80.7	16.6	2.5	0.2

(注) 21表(18-00-21)参照。なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているため、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

## 7 新収容者の薬物等使用関係

平成30年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者(表中の「あり」)13.8%、使用していない者(同「なし」)85.9%となっている。さらに、使用していた者について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に大麻(8.4%)、覚せい剤(3.3%)、麻薬・あへん(0.9%)となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が12.5%であるのに対し、女子が28.0%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比の高い順に挙げると、男子は大麻(8.3%)、覚せい剤(2.2%)、麻薬・あへん(0.7%)の順となっている。これに対し、女子は覚せい剤が最も高く(15.4%)、次いで大麻(9.1%)、麻薬・あへん(2.9%)の順となっており、男子に比べ女子は覚せい剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	2,108	100.0 (100.0)	1,933	100.0	175	100.0
あり	290	13.8 (12.7)	241	12.5	49	28.0
麻薬・あへん	18	0.9 (0.7)	13	0.7	5	2.9
大麻	177	8.4 (6.5)	161	8.3	16	9.1
覚せい剤	70	3.3 (3.2)	43	2.2	27	15.4
有機溶剤	7	0.3 (0.7)	7	0.4	-	-
指定薬物	1	0.0 (0.1)	1	0.1	-	-
その他の	17	0.8 (1.4)	16	0.8	1	0.6
なし	1,810	85.9 (86.9)	1,685	87.2	125	71.4
不詳	8	0.4 (0.4)	7	0.4	1	0.6

(注) 1 ( )内の数は、前年の構成比である。

2 10表(18-00-10)参照

## 8 新収容者の共犯関係

平成30年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者45.5%、共犯関係がない者45.4%となっている。また、共犯関係がある者の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間(30.9%)、不良集団(5.6%)、職場仲間(2.0%)となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が46.4%、女子が36.0%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間(男子31.5%、女子24.6%)が最も高く、次いで男子が不良集団(5.8%)、学校仲間(2.1%)、女子は不良集団(2.3%)、職場仲間(1.7%)の順となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	2,108	100.0	(100.0)	1,933	100.0	175	100.0
あ	り	960	45.5	(48.5)	897	46.4	63	36.0
	学 校 仲 間	41	1.9	(2.7)	40	2.1	1	0.6
	遊 び 仲 間	651	30.9	(33.3)	608	31.5	43	24.6
	職 場 仲 間	42	2.0	(2.2)	39	2.0	3	1.7
	施 設 仲 間	11	0.5	(0.5)	11	0.6	-	-
	親 族	12	0.6	(0.8)	10	0.5	2	1.1
	行 き ず り	20	0.9	(0.8)	19	1.0	1	0.6
	不 良 集 団	117	5.6	(5.8)	113	5.8	4	2.3
	そ の 他	66	3.1	(2.4)	57	2.9	9	5.1
な	し	957	45.4	(47.8)	853	44.1	104	59.4
不	詳	191	9.1	(3.7)	183	9.5	8	4.6

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 17表(18-00-17)参照

## 9 新収容者の非行時の身上

平成30年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者55.0%、該当のない者45.0%となっている。また、該当のある者について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が35.2%と最も高く、次いで2号観察中が15.2%、試験観察中が4.1%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は総数同様、該当のある者(55.8%)が該当のない者(44.2%)を上回っているが、女子は該当のない者(53.7%)が該当のある者(46.3%)を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比	
総	数	2,108	100.0	(100.0)	1,933	100.0	175	100.0	
該	あ	1,160	55.0	(58.5)	1,079	55.8	81	46.3	
	1 号 観 察 中	742	35.2	(37.6)	694	35.9	48	27.4	
	2 号 観 察 中	321	15.2	(15.7)	299	15.5	22	12.6	
	試験観察中	補導委託 在宅	19	0.9	(1.1)	18	0.9	1	0.6
			68	3.2	(3.7)	61	3.2	7	4.0
	刑 執 行 猶 予 中	-	-	(-)	-	-	-	-	
	施 設 在 所 中	10	0.5	(0.4)	7	0.4	3	1.7	
該	な	948	45.0	(41.5)	854	44.2	94	53.7	
不	詳	-	-	(-)	-	-	-	-	

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 12表(18-00-12)参照

## 10 新収容者の非行時の職業

平成30年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の44.5%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が30.5%、学生・生徒が24.7%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が29.2%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が5.0%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その 他の 職業	無職者		不詳
				調理 関係	接客 関係	その他							学生 ・ 生徒	その他	
総 数	2108	1	17	16	106	29	10	3	39	616	51	51	520	643	6
( 構 成 比 )	(100.0)	(0.0)	(0.8)	(0.8)	(5.0)	(1.4)	(0.5)	(0.1)	(1.9)	(29.2)	(2.4)	(2.4)	(24.7)	(30.5)	(0.3)
前年の構成比	100.0	0.1	0.7	0.9	3.7	1.8	0.5	0.5	2.7	29.8	2.0	2.0	25.9	29.4	0.1

(注) 26表 (18-00-26) 参照

## 11 新収容者の教育程度

平成30年における新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く40.9%、次いで中学校卒業が25.3%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は7.5%、高等学校在学中の者の占める割合は17.8%となっている。

次に、矯正教育課程ごとに教育程度別の構成比を見ると、最終学歴が中学校である者の割合は、SE・SA対象者以外の者がSE・SA対象者より高く（SE・SA対象者27.4%、SE・SA対象者以外34.3%）、最終学歴が高等学校である者の割合はSE・SA対象者がSE・SA対象者以外の者より高くなっている（SE・SA対象者69.4%、SE・SA対象者以外63.2%）。

第11表 新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比

教育程度 矯正教育課程	総数	中学校					高等 学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0 (2,108)	33.1 (698)	7.5 (159)	25.3 (533)	0.3 (6)	- (-)	64.3 (1,355)	17.8 (376)	40.9 (862)	5.5 (116)	0.0 (1)	2.6 (55)
男	100.0	32.7	7.3	25.2	0.3	-	64.7	17.7	41.3	5.7	0.1	2.5
女	100.0	37.1	10.3	26.3	0.6	-	59.4	19.4	36.6	3.4	-	3.4
前年の構成比	100.0	36.9	8.1	28.5	0.3	-	60.8	18.0	37.4	5.4	-	2.3
SE・SA対象者	100.0	27.4	9.4	18.0	-	-	69.4	21.0	40.1	8.3	-	3.2
SE・SA対象者以外	100.0	34.3	7.1	26.8	0.3	-	63.2	17.2	41.1	4.9	0.1	2.5

(注) 1 ( ) 内の数は、実人員である。

2 24表 (18-00-24) 参照

## 12 新収容者の不良集団関係

平成30年における新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者38.6%、関係のない者59.8%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が26.9%と最も高く、次いで不良生徒・学生集団が4.8%、暴走族が4.7%となっている。

次に、矯正教育課程別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、SE・SA対象者が43.3%、SE・SA対象者以外が37.6%となっている。

なお、保護者別の実数については、総数2,108人中、実父母701人、実父208人、実母849人、実父義母30人、義父実母225人、養父（母）24人、その他64人、なし7人となっている。

第12表 新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比

不良集団		総数	あり				なし	不詳	
			不良生徒・学生集団	地域不良集団	暴走族	暴力団			
矯正教育課程・保護者	総数	100.0 (2,108)	38.6 (813)	4.8 (101)	26.9 (566)	4.7 (99)	2.2 (47)	59.8 (1,261)	1.6 (34)
	SE・SA対象者	100.0	43.3	6.5	30.1	6.5	0.3	56.5	0.3
	SE・SA対象者以外	100.0	37.6	4.4	26.2	4.3	2.6	60.5	1.9
前年の構成比		100.0	42.5	5.7	29.3	5.2	2.3	55.8	1.8
保護者	実父母	100.0	36.5	5.3	25.8	3.7	1.7	62.5	1.0
	実父	100.0	36.5	4.3	24.5	4.8	2.9	61.5	1.9
	実母	100.0	43.3	5.2	30.4	5.7	2.1	54.8	1.9
	実父義母	100.0	40.0	6.7	20.0	3.3	10.0	60.0	-
	義父実母	100.0	36.0	3.1	25.3	4.4	3.1	61.3	2.7
	養父（母）	100.0	29.2	4.2	16.7	4.2	4.2	66.7	4.2
	その他	100.0	17.2	1.6	10.9	4.7	-	82.8	-
	なし	100.0	28.6	-	28.6	-	-	71.4	-
不詳	...	...	...	...	...	...	...	...	

(注) 1 ( ) 内の数は、実人員である。

2 27表(18-00-27)及び31表(18-00-31)参照

3 平成30年は保護者不詳の該当がなかった。

### 13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成30年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者77.2%、ない者22.8%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が38.9%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が22.8%、少年院送致が12.4%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は92.3%に当たる1,503人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が22.6%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が20.2%、1月を超え3月以内が14.0%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区分	総数	あり	保護処分				知事・児童相談所 長送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	刑の執 行・執 行猶予 等	なし	不詳	
			保 護 観 察	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	少年院 送 致								
人員 {	総数	2,108	1,628	820	31	262	12	23	480	-	480	-	
	男	1,933	1,518	773	24	241	10	23	447	-	415	-	
	女	175	110	47	7	21	2	-	33	-	65	-	
構成比 {	総数	100.0	77.2	38.9	1.5	12.4	0.6	1.1	22.8	-	22.8	-	
	男	100.0	78.5	40.0	1.2	12.5	0.5	1.2	23.1	-	21.5	-	
	女	100.0	62.9	26.9	4.0	12.0	1.1	-	18.9	-	37.1	-	
前年の構成比		100.0	78.2	40.6	1.4	13.5	0.2	0.4	22.1	0.1	21.8	-	
処分あり	<100.0>		1,628	820	31	262	12	23	480	-			
		(100.0)	(50.4)	(1.9)	(16.1)	(0.7)	(1.4)	(29.5)	(-)				
前回処分後の非行	<92.3>	[100.0]	1,503	761	30	249	11	16	436	-			
1月以内		[6.9]	104	55	3	10	-	3	33	-			
3月以内		[14.0]	210	117	1	35	1	5	51	-			
6月以内		[20.2]	303	175	2	49	1	3	73	-			
1年以内		[22.6]	340	167	6	71	2	3	91	-			
1年6月以内		[13.0]	195	106	2	29	3	-	55	-			
2年以内		[9.4]	142	66	5	25	-	1	45	-			
2年を超える		[13.9]	209	75	11	30	4	1	88	-			
前回処分前の非行	<7.6>		123	59	-	13	1	7	43	-			
施設在所中の非行	<0.1>		1	-	1	-	-	-	-	-			
不詳	<0.1>		1	-	-	-	-	-	1	-			

(注) 1 ( )内の数は、前回処分ありの者について前処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[ ]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表 (18-00-14)参照



#### 14 新収容者の非行名別矯正教育課程等

平成30年における新収容者の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が1,151人、支援教育課程（N）が463人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が372人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（310人）、詐欺（212人）、傷害（202人）、支援教育課程は窃盗（146人）、傷害（79人）、詐欺（51人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は窃盗（84人）、傷害（73人）、詐欺（64人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別矯正教育課程の人員

非 行 名	総数	S	S以外				
			E	A	N	D	
総 数	2,108 (100.0)	372 (17.6)	1,736 (82.4)	80 (3.8)	1,151 (54.6)	463 (22.0)	42 (2.0)
刑 法 犯	1,766	297	1,469	68	984	389	28
公務執行妨害	9	2	7	-	5	2	-
放火	12	1	11	2	3	5	1
住居侵入	14	4	10	2	3	4	1
強制わいせつ・強制性交等	138	20	118	9	67	42	-
殺害	12	-	12	3	4	4	1
傷害	378	73	305	16	202	79	8
過失運転致死傷	49	15	34	1	23	10	-
窃盗	571	84	487	22	310	146	9
強盗	93	9	84	2	66	15	1
詐欺	336	64	272	6	212	51	3
恐喝	94	17	77	2	58	15	2
暴力行為等処罰に関する法律	10	2	8	-	7	1	-
その他の	50	6	44	3	24	15	2
特 別 法 犯	290	71	219	6	154	49	10
覚せい剤取締法	51	3	48	2	32	10	4
道路交通法	129	45	84	2	58	21	3
毒物及び劇物取締法	-	-	-	-	-	-	-
その他の	110	23	87	2	64	18	3
ぐ 犯	52	4	48	6	13	25	4
前年の構成比	100.0	17.5	82.5	4.4	55.4	20.9	1.8

- (注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。
- 2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照
- 3 ( )内の数は、新収容者総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。
- 4 12表 (18-00-12)参照

## 15 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等

平成30年における新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者381人（構成比18.1%）の構成比を見ると、前回少年院を少年院法（平成26年法律第58号）施行後の平成27年6月以降に出院した者は340人（構成比16.1%）であり、平成27年5月以前に出院している者は41人（構成比1.9%）となっている。

処遇課程・矯正教育課程等と今回の矯正教育課程を見ると、前回処遇課程・矯正教育課程等で最も多い社会適応課程（A）の者（176人）の今回の矯正教育課程は、前回の矯正教育課程と同じく社会適応課程（A）の165人が最多である。次に多い支援教育課程（N）の者（75人）の今回矯正教育課程についても社会適応課程（A）の39人が最多となっている。

第15表 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程・ 矯正教育課程等	総数	処遇課程										矯正教育課程					なし	
		S	O	G	V	E	H	P	M	SE, SA 対象者	E	A	N	D				
今回矯正教育課程	数	2,108	41	9	-	1	14	15	2	-	-	340	68	13	176	75	8	1,727
		(100.0)	(1.9)	(0.4)	(-)	(0.0)	(0.7)	(0.7)	(0.1)	(-)	(-)	(16.1)	(3.2)	(0.6)	(8.3)	(3.6)	(0.4)	(81.9)
SE, SA対象者		372	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	1	-	369
E		80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	78
A		1,151	30	9	-	1	10	10	-	-	-	275	58	11	165	39	2	846
N		463	11	-	-	-	4	5	2	-	-	46	7	1	5	32	1	406
D		42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-	6	3	5	28

- (注) 1 処遇課程等及び矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」及び「少年院の矯正教育課程区分表」参照  
 2 ( )内の数は、新収容者総数（2,108名）に対する構成比である。  
 3 30表（18-00-30）参照

## 16 出院者の人員

平成30年における出院者の人員は2,156人で、前年に比べ319人（12.9%）減少している。これを男女別に見ると、男子が2,006人（構成比93.0%）、女子が150人（同7.0%）となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が10人（構成比0.5%）、仮退院が2,146人（同99.5%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区 分	平成21年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
人員	総数	3,892	3,912	3,625	3,440	3,437	3,126	2,879	2,750	2,475	2,156
	男	3,492	3,491	3,289	3,142	3,124	2,856	2,646	2,544	2,282	2,006
	女	400	421	336	298	313	270	233	206	193	150
人員	退院	23	29	24	19	9	4	8	7	6	10
	仮退院	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469	2,146
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	0.6	0.7	0.7	0.6	0.3	0.1	0.3	0.3	0.2	0.5
	仮退院	99.4	99.3	99.3	99.4	99.7	99.9	99.7	99.7	99.8	99.5

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（18-00-01）参照

## 17 仮退院者の在院期間

平成30年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、141～161日が51.3%と最も高く、次いで120～140日が34.9%、162～182日が10.1%の順となっている。

第17表 仮退院者（SE・SA対象者）の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日 以下	57～ 77日	78～ 98日	99～ 119日	120～ 140日	141～ 161日	162～ 182日	183日 以上
人員		378	-	2	1	1	132	194	38	10
構成比		100.0 (100.0)	- (-)	0.5 (1.1)	0.3 (0.2)	0.3 (0.5)	34.9 (41.6)	51.3 (45.5)	10.1 (9.4)	2.6 (1.6)

(注) 1 ( ) 内の数は、前年の構成比である。

2 37表（18-00-37）参照

次に、SE・SA対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が51.5%と最も高く、次いで361～450日が35.0%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（SE・SA対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人 員	1,768	-	7	910	618	115	64	22	32
構成比 (前年の構成比)	100.0 (100.0)	- (-)	0.4 (0.6)	51.5 (50.5)	35.0 (35.7)	6.5 (6.5)	3.6 (3.1)	1.2 (1.3)	1.8 (2.3)

(注) 1 ( )内の数は、前年の構成比である。

2 36表 (18-00-36)参照

## 18 出院者の職業指導

平成30年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の98.5%に当たる2,123人である。

次に、職業指導を受けた者について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が46.7%と最も多く、次いで農園芸が17.0%、溶接が8.2%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比
総 数	2,156	100.0 (100.0)
木 工	139	6.4 (5.7)
陶 芸	129	6.0 (5.7)
農 園 芸	366	17.0 (17.0)
溶 接	176	8.2 (5.9)
職業生活設計指導	1,007	46.7 (46.3)
自 動 車 整 備	7	0.3 (0.3)
情 報 処 理	99	4.6 (7.7)
電 気 工 事	10	0.5 (0.6)
土 木 ・ 建 築	52	2.4 (2.3)
手 芸	30	1.4 (1.4)
伝 統 工 芸	54	2.5 (2.1)
給 排 水 設 備	6	0.3 (0.4)
介 護 福 祉	5	0.2 (0.3)
そ の 他	43	2.0 (2.8)
な し	33	1.5 (1.7)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表 (18-00-40) 参照

3 ( )内の数は、前年の構成比である。

## 19 出院者の資格・免許

平成30年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の61.1%に当たる1,317人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に溶接技能者（12.9%）、情報・通信技術、OA機器操作関連資格（10.3%）、危険物取扱者（9.2%）となっている。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者の構成比を男女別に見ると、男子は溶接技能者（13.9%）が最も高く、女子は情報・通信技術、OA機器操作関連資格（49.3%）が最も高くなっている。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の40.3%に当たる869人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に珠算検定（9.7%）、高卒認定試験（一部科目合格）（6.0%）、高卒認定試験（認定試験合格）（5.2%）となっており、男女別の構成比を見ても、同様の順となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの						職業指導に関連のないもの					
	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	2,156	100.0	2,006	100.0	150	100.0	2,156	100.0	2,006	100.0	150	100.0
溶 接 技 能 者	278	12.9	278	13.9	-	-	-	-	-	-	-	-
珠 算 検 定	-	-	-	-	-	-	210	9.7	136	6.8	74	49.3
自 動 車 整 備 士	4	0.2	4	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	221	10.3	147	7.3	74	49.3	1	0.0	-	-	1	0.7
電 気 工 事 士	7	0.3	7	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
危 険 物 取 扱 者	199	9.2	189	9.4	10	6.7	-	-	-	-	-	-
大型特殊自動車運転免許	59	2.7	53	2.6	6	4.0	-	-	-	-	-	-
販売・サービス関係資格	5	0.2	1	0.0	4	2.7	-	-	-	-	-	-
事務関係資格	4	0.2	-	-	4	2.7	6	0.3	2	0.1	4	2.7
消 防 設 備 士	1	0.0	1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員初任者研修修了	24	1.1	20	1.0	4	2.7	-	-	-	-	-	-
電 気 主 任 技 術 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液化石油ガス設備士	4	0.2	4	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
配 管 技 能 士	1	0.0	1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
造 園 技 能 士	2	0.1	2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
建 築 大 工 技 能 士	1	0.0	1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校卒業程度認定試験	-	-	-	-	-	-	1	0.0	1	0.0	-	-
高卒認定試験（一部科目合格）	-	-	-	-	-	-	130	6.0	120	6.0	10	6.7
高卒認定試験（認定試験合格）	-	-	-	-	-	-	113	5.2	106	5.3	7	4.7
そ の 他	507	23.5	506	25.2	1	0.7	408	18.9	386	19.2	22	14.7
な し	839	38.9	792	39.5	47	31.3	1,287	59.7	1,255	62.6	32	21.3

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 42表（18-00-42）及び43表（18-00-43）参照